

議案第 27 号

東みよし町庁舎統合増改築建設計画に関する住民投票条例の制定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項の規定により、東みよし町庁舎統合増改築建設計画に関する住民投票条例制定の請求を受理したので、同条第 3 項の規定により、別紙のとおり意見を付けて議会に付議する。

令和 4 年 2 月 22 日 提出

東みよし町長 松 浦 敬 治

東みよし町庁舎統合増改築建設計画に関する住民投票条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、東みよし町の庁舎統合増改築建設計画について町民の賛否の意思を明らかにし、もって庁舎統合増改築建設工事に町民の意見を反映させることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「庁舎統合増改築建設計画」とは、三加茂庁舎に増改築建設工事とこれに関する付帯工事及び設備、備品等の環境改善事業の全体をいう。

（住民投票）

第3条 第1条の目的を達成するために庁舎統合増改築建設計画に関する賛否について町民による投票（以下「住民投票」という。）を行う。

2 住民投票は町民の自由な意思が反映されなければならない。

（住民投票の執行とその措置）

第4条 住民投票は町長が執行する。

2 町長は住民投票における有効投票の賛否いずれか過半数の結果を尊重し、関係する機関団体等と協議して、庁舎統合増改築建設計画に町民の意見が反映するように努めなければならない。

（情報公開）

第5条 町長は住民投票の実施に際し、庁舎統合増改築建設計画について住民が賛否の判断をするのに必要な情報の公開に努めなければならない。

（住民投票の実施）

第6条 住民投票はこの条例の施行の日から60日以内に実施するものとする。

（住民投票の期日）

第7条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、町長が定める日曜日とし、投票日の7日前までにこれを告示しなければならない。

（投票資格者）

第8条 住民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、前条に規定する告示の日の前日において、本町の長の選挙権を有する者とする。

2 住民投票には、公職選挙法（昭和25年法律第100号）に規定する選挙人名簿（以下「選挙人名簿」という。）を用いる。

（投票所における投票）

第9条 投票資格者は、投票日に自ら住民投票を行う場所（以下「投票所」という。）に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て投票しなければならない。

（投票の方式）

第10条 住民投票は秘密投票とする。

- 2 投票は一人1票とする。
- 3 投票資格者は、庁舎統合増改築建設計画に賛成するときは、投票用紙の賛成欄に、反対するときは反対欄に自ら の記号を記載し、投票箱に入れなければならない。

(投票の効力の決定)

第11条 投票の効力の決定に際しては、次条の規定に反しない限りにおいて、投票した者の意思が明白であれば、その投票を有効とする。

(無効投票)

第12条 住民投票において、次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- 一 所定の投票用紙を用いないもの。
- 二 の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれにも記載したもの。
- 三 の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれに記載したのか判別しがたいもの。

(投票及び開票)

第13条 第3条から前条までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、公職選挙法、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)及び公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)の規定により行われる本町の議会の議員又は長の選挙の例による。

(結果の告示)

第14条 町長は、住民投票の結果が判明したときは、速やかにこれを告示するとともに町議会議長に通知しなければならない。

(投票運動)

第15条 住民投票に関する運動は自由とする。ただし、買収、脅迫等により町民の自由意思が制約され又は不当に干渉されるものであってはならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

1. この条例は公布の日から施行する。

(失効)

2. この条例は、施行の日から90日で失効する。

意見書

地方自治法第74条第1項の規定に基づき「東みよし町庁舎統合増改築建設計画に関する住民投票条例」制定について請求があったため、同条第3項の規定により意見を付します。

1 当該請求について

この度の請求は、地方自治法に規定されている、令和3年12月1日時点の有権者数11,925人の50分の1である239人を上回る1,153人の連署により請求されたものです。

まずはじめに、本請求の要旨に対し、意見を申し上げます。

請求の要旨に、「庁舎統合と言うことになり、その後建設費も膨れ上がり総額で15億円にもなろうとしています。」との記述がありますが、庁舎統合に要する費用が15億円にもなるなどとは、これまでに町が説明をしたことは無く、全く根拠の無い金額であり、事実と異なっています。

また、「合併特例債の使用期限は令和8年3月まで5年間延長されたので、十分な議論と検討を行う時間があります。」との記述がありますが、合併をしてからこれまで町議会において十分な議論と検討を行ってきました。請求の日から使用期限までは約4年間です。庁舎建設までに用地交渉や土地造成などが必要なので、期間に余裕はありません。このことも事実と異なっています。

さらに、現庁舎の課題を「全てソフト面とシステムを改善すれば、解決することであり、」との記述がありますが、根拠が示されていない一方的な見解となっています。

加えて、「町民の経済を豊かにするため農林業の振興政策などに合併特例債を使うべき」との記述がありますが、合併特例債は、合併に伴い必要となるハード事業にしか使えず、いわゆるソフト事業には使えません。また、庁舎建設に係る財源は、通常財政支援は一切なくすべて町の負担となりますが、合併に伴い特別に合併特例債を使うことができます。したがって、合併特例債を庁舎建設に使うことについては、長期的な財政計画に資する有効な使い道であると考えられ、上記の記述は偏った認識によるものであるといえます。

事実でないことや偏った認識を理由にして集めた署名や請求については、信頼が損なわれていると考えます。

次に、「3メートルの洪水に60センチの止水板でどう防ごうとするのか、理解することができません。」との記述がありますが、3メートルの洪水被害につ

いては、国土交通省が試算した1000年に1度の確率で起きうる被害で、そのような場合には、三加茂地区の平坦部のほとんどが浸水被害に遭うこととなります。この場合に備えて、非常用電源や給電設備を新たに増築する庁舎の屋上に設置することや、浸水想定最大深度まで増水が及ぶ場合は、庁舎の1階から2階以上に重要書類や物品を搬送しながら垂直避難をすることなどにより、柔軟な災害応急対策を実施することが、平時の利便性を損なわず、経済面でも合理性があると考えます。

洪水対策は、国や県と共に進めていかなければならないと考えております。

吉野川については、現在進められている堤防事業の推進・強化や河床整備などによる洪水調節機能などの向上を、国に働きかけています。

なお、早明浦ダムでは洪水調節機能を強化するため、2018年度から早明浦ダム再生事業に着手しております。本事業により放流施設が増設されるため完成後はより一層洪水調節機能の向上が期待できます。

また、加茂谷川についても、河川整備などの推進を県に働きかけてまいります。

2 庁舎統合に係るこれまでの経緯

続きまして、庁舎統合に係るこれまでの経緯についてご説明いたします。

(1) 背景

本町の行政機能は、合併時より、総務・企画・福祉などの総務部門と議会を三加茂庁舎に配置し、産業・建設などの事業部門を三好庁舎に、また教育部門を中央公民館に配置する分庁方式を採用しています。

しかし、合併から15年以上が経過し、社会情勢が大きく変化するなか、現在の分庁方式では、住民サービスや行政効率の低下、庁舎などの維持管理経費の増大、災害対応の連携性・迅速性の不足など、さまざまな課題を抱えています。

本町の行政効率をみると、行政組織が各庁舎・施設に分散しているため、部署間の会議や打合せ、事務決裁手続などが円滑に行えず迅速な対応が困難になるなど、電話や情報系通信環境だけでは十分な対応ができない事案も多く、円滑な行政運営を行ううえで大きな課題となっています。

危機管理体制をみると、大規模災害時に「災害対策本部」を設置する三加茂庁舎と、被災状況の把握や復旧業務の中心を担う建設課が離れており、連携性・迅速性に問題があります。また、各庁舎・施設に職員を配置しているため、災害対策本部の参集や職員の非常体制移行にあたり、連携性・効率性・迅速性など危機管理上の懸念が多く、近年の発生が予想されている南海トラフ地震などの大規模

自然災害の災害時対応において、最大の課題点として検討・解決すべき重要事項となっています。

(2) 方針決定過程

このような背景を踏まえて、東みよし町では、住民の意見を聴くために、平成28年度に住民アンケートを実施しました。その結果、庁舎統合に賛同する回答が多数を占めたため、庁舎統合についての本格的な議論を行うことにしました。

そこで、東みよし町議会は、三加茂庁舎、三好庁舎、中央公民館に配置された行政組織を、住民サービスの向上及び効率的な行政組織の運営並びに維持管理経費の縮減、将来の財政負担の抑制を目的として、平成29年5月16日に庁舎統合特別委員会を設置しました。4回の委員会開催にわたり、「一つの庁舎に統合する必要性」「統合の方法」「統合後の既存庁舎のあり方」などの調査・検討を行い、平成29年11月6日の第4回委員会において、住民サービスの向上、災害対策本部機能の確保、経費削減、将来の財政負担の抑制の調査結果がまとめられ、同年12月開催の定例会において、「庁舎は統合する」「統合庁舎は、三加茂庁舎を利用して増改築で行う」「三好庁舎には総合窓口係を配置する」「中央公民館は昼間地区の公民館機能を含め別途検討する」と報告されました。町の財政状況を十分に考慮し、将来に大きな負担を強いるようなことにならぬよう、有益な財源である、合併特例債などを有効に活用して、早急に実施するよう要望も受けております。

この基本方針に基づき、平成30年9月14日に庁舎統合建設等特別委員会を設置し、令和3年2月までに9回の委員会を開催し、「増築規模やその内容」「必要駐車場数の確保」「統合により余剰スペースができる三好庁舎の支所機能の充実化、有効利用の方法」などの検討を進めてきました。

(3) 町民との対話

少しでも多くの住民に庁舎統合に関する理解を得るため、住民説明会を令和2年8月と令和3年2月の夜、三加茂庁舎と中央公民館において合計4回開催し、その様子をケーブルテレビでそれぞれ5日間と8日間放送するとともに、説明内容や質問などを掲載したチラシや町広報紙を3回各戸配布しました。

また、議会だよりなどにおいても庁舎統合の検討内容について詳細に周知していただいております。

3 建設費の財源について

続きまして、建設費の財源についてご説明いたします。

建設費の財源については、合併特例債を活用します。合併特例債を活用することで、町が負担するのは、建設費の約3割で済みます。町の負担分には、これまでに積み立ててきた基金を活用する予定です。このため、庁舎を統合することが原因で、税金などの住民負担が高くなることはありません。

合併特例債は使い道が限定されており、合併によって必要となる施設整備と基金の積み立てにしか活用できません。例えば、医療費や保育料、給食費などの減免、農業や商業への補助金などの支給のような、いわゆるソフト事業には活用することができません。

東みよし町におきましても、これまで、合併特例債を福祉や教育、防災、道路などの施設整備と基金の積立に活用してきており、庁舎の整備に活用できる財源としても、合併特例債は有益な財源です。

合併特例債の活用期限は令和7年度となっており、活用期限まで後約4年しかありません。用地交渉、居住者転居、土地造成、庁舎建築といった事を活用期限までに完了させるためには、期間に余裕はありません。

また、庁舎については、現時点で増築をしなくとも、三好庁舎の耐用年数が過ぎる15年後には、何らかの整備を行う必要があります。

その際に、町の中心付近に用地を購入して新庁舎を建築するとなると、建築費や用地購入費などの事業費が大幅な増額となることが想定されます。費用を抑えるため、現在の計画と同様に三加茂庁舎を増築するとしても、近年の建築コストの上昇状況をみますと、更なる負担増加の可能性は、ますます高まっていると考えられます。

しかし、その時点では合併特例債が活用できないため、町の一般財源だけで行なわなければならない可能性もあります。そうなれば、基金を取り崩し、加えて大きな借金をしなければならなくなり、庁舎建築後には大きな借金を一般財源だけで返済しなければならなくなります。町の一般財源での対応となれば、町財政にとって大きな負担となり、将来に向けて、他の必要な事業の実施に大きな支障をきたし、それこそ将来の住民の皆様への行政サービスが低下することとなります。

4 住民投票条例の問題点について

続きまして、請求代表者が提出した住民投票条例案の問題点について申し上げます。

(1) 条例案制定の目的について

住民投票条例案第1条には、「東みよし町の庁舎統合増改築建設計画について町民の賛否の意思を明らかにし、もって庁舎統合増改築建設工事に町民の意思を反映させることを目的とする。」とあります。

本町の庁舎統合については、議会において検討を行ないながら進めています。しかしながらそのような中で、同条による住民の意思を反映することは、議会制民主主義においてはかられた民意を軽視することになると考えます。

(2) 最低投票率等について

また、この住民投票条例案には、住民投票の成立要件に重要な投票率に関する規定がありません。住民投票を通じて民意を明らかにするべく、住民投票条例案第1条において「町民の賛否の意思を明らかにし、町民の意思を反映させることを目的とする。」と規定されていることを考慮すると、住民投票には、最低投票率や最低得票率を設ける必要があると考えます。少なくとも投票者の総数が投票資格者総数の1/2以上に満たないときや、賛成と反対のどちらか多数を占める方の得票数が投票資格者総数の1/2以上に満たないときは、成立しないこととするなど、投票率に一定の制限を設けるべきではないでしょうか。政策を選択するにあたり、間接民主主義を補完するために住民投票を実施し、町及び町議会がその結果を尊重しようとする場合、住民投票の投票率や得票数が、あらかじめ定めた水準を上回るものでない限り、投票結果を民意として尊重することには、「町民の意思を反映させること」との大きな矛盾があると考えます。

加えて、請求の要旨では「6500名が署名した請願書をないがしろにし、住民の意思を汲み取ってない」との記載があり、民意の反映について言及していますが、そうであれば、条例案についても最低投票率や最低得票率を設けるべきだと考えます。

5 結語

以上のことから、私の意見といたしましては、この条例案には反対であり、住民投票の必要はないと考えております。

三加茂地域の平坦部は、国道192号線やJRが走り、周辺には病院や銀行、大型商業施設や公共施設、商店が建ち並ぶとともに、多くの住宅があり、県西部でも最大級の街並みとなっており、これと並び、三好地域においても、良好な住環境や公園、高速道路、交流施設が充実しております。今後の東みよし町もこの環境や利便性を活かして発展していかなければなりません。

三加茂庁舎分館並びに総合窓口機能を強化した三好庁舎も、住民生活に寄り添い、住民福祉に寄与する施設として、現計画を進めるべきであると考えます。

庁舎統合に対しては、いろいろなご意見がお有りとは存じますが、長期的な視点で東みよし町の未来を展望したとき、今後とも住民の皆様のご期待に応えていくために、庁舎統合はぜひとも必要と考えております。

これまで、議会の特別委員会などにおいて3回の採決により賛成多数の判断を受け、調査・設計などの予算についても議決を頂いた上で、順次進めてまいりました。この間には、選挙による議員構成が変わった中でも同様のご判断を頂いております。

今まで積み重ねていただいた議員の皆様のご判断は、まさに議会制民主主義の原則にかなったものでございます。

町議会におかれましては、厳正なるご審議と適切なお判断をお願い申し上げます。

令和4年2月22日

東みよし町長 松浦 敬治